

議案第 85 号

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 11 月 26 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する事項について、他施設との整合を図るため条文を整理することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例（平成7年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条中「この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項」を「この条例の規定並びに第8条第2項」に改める。

第12条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「別表に定める」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

利用料金は、別表に定める区分により、その範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（開場時間及び休場日）

第13条 温水プールの開場時間及び休場日は、次に掲げるところによる。

(1) 開場時間 7時から21時まで

(2) 休場日 12月28日から翌年1月4日まで

2 指定管理者は、必要と認めるときは、前項に規定する温水プールの開場時間及び休場日を、教育委員会の承認を得て変更することができる。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

別表中「金額」を「基準額」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(利用者の義務)</p> <p>第10条 利用者は、温水プール（ロッカーを含む。）の利用に際しては、<u>この条例の規定並びに第8条第2項の規定により許可に付された条件及び指定管理者の指示に従わなければならない。</u></p>	<p>(利用者の義務)</p> <p>第10条 利用者は、温水プール（ロッカーを含む。）の利用に際しては、<u>この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付された条件及び指定管理者の指示に従わなければならない。</u></p>
<p>(利用料金)</p> <p>第12条 利用料金は、別表に定める区分により、<u>その範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>2 利用者は、<u>前項の利用料金を前納しなければならない。</u></p> <p>3 指定管理者が、公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>第1項の利用料金を減免することができる。</u></p>	<p>(利用料金)</p> <p>第12条</p> <p>利用者は、<u>別表に定める利用料金を前納しなければならない。</u></p> <p>2 指定管理者が、公益上その他特別の理由があると認めるときは、<u>前項の利用料金を減免することができる。</u></p>
<p><u>(開場時間及び休場日)</u></p> <p>第13条 <u>温水プールの開場時間及び休場日は、次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>開場時間 7時から21時まで</u></p> <p>(2) <u>休場日 12月28日から翌年1月4日まで</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、必要と認めるときは、前項に規定する温水プールの開場時間及び休場日を、教育委員会の承認を得て変更することができる。</u></p>	
<p>第14条 略</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第15条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。</u></p>	<p>第13条 略</p>

新			旧		
別表（第12条関係） 大口町温水プール利用料金			別表（第12条関係） 大口町温水プール利用料金		
区分	単位	<u>基準額</u>	区分	単位	<u>金額</u>
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

改正要旨

1 改正の目的

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例との整合を図るため条文を整理するため、改正するものです。

2 改正の概要

○第10条関係（利用者の義務）

利用者は、この条例の規定並びに第8条第2項の規定により許可に付された条件及び指定管理者の指示に従うものとします。

○第12条（利用料金）

第1項 利用料金は、別表に定める区分により、その範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとします。

第2項 利用者は利用料金を前納するものとします。

第3項 指定管理者が公益上その他特別の理由があると認めるときは利用料金を減免できるものとします。

○第13条関係（開場時間及び休場日）

第1項 開場時間及び休場日を定めます。

(1) 開場時間 7時から21時まで

(2) 休場日 12月28日から翌年1月4日まで

第2項 指定管理者は、必要と認めるときは、温水プールの開場時間及び休場日を教育委員会の承認を得て変更できるものとします。

○第15条関係（委任）

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるものとします。

3 施行期日

公布の日から施行します。